

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和7年3月11日に実施した市民局の行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月24日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

1 監査対象事務

委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務

2 監査の実施日程

令和6年10月7日から令和7年3月11日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年3月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 市民協働推進課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立北市民健康文化センターの泡消火設備修繕を請け負った事業者(以下「修繕事業者」という。)を相手方として一者随意契約により泡消火剤含有水溶液の廃棄処分を委託していたが、当該委託の業務完了報告書及び産業廃棄物管理票を確認したところ、その処理は修繕事業者が産業廃棄物である泡消火剤の排出事業者となって、産業廃棄物収集運搬及び処分に関する許可を受けた事業者(以下「許可事業者」という。)に再委託されていた。</p> <p>このことについて、当初は泡消火設備修繕において本件泡消火剤を希釈し公共下水道に排出する予</p>	<p>令和6年10月7日から令和7年3月11日にかけて実施された行政監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案は、泡消火設備修繕で生じた本件泡消火剤の産業廃棄物としての運搬及び処分に当たり、本来の当該産業廃棄物の排出事業者は修繕事業者であることから、当該修繕において契約変更等により実施すべきでしたが、当該修繕とは別の業務として委託する方法により実施することとしたもので、その場合は市が排出事業者として運搬及び処分に係る許可事業者とそれぞれ委託契約を締結する必要があるところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令や産業廃棄物の処理に係る契約関係について十分な確認が不足していたことから、許可事業者で</p>

定であったところ、事前の含有成分調査の結果から産業廃棄物として処理する必要が生じたもので、繰越明許費により実施する当該修繕の予算は変更できないことから、本件泡消火剤の処理を修繕事業者へ別途委託したとのことであった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第5項は、事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨を、同法第14条第15項は、産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない旨を規定している。

これを本件についてみると、本件泡消火剤の運搬及び処分を泡消火設備修繕とは別の業務として委託するのであれば、市が排出事業者となって許可事業者によってそれぞれ委託しなければならないところ、許可事業者ではない修繕事業者に委託し、再委託により処理させたことは不適正な事務処理であ

はない修繕事業者に当該産業廃棄物の処理を委託してしまったものです。

今回の指摘を受け、所属長から所属職員に対して、指摘の内容について周知徹底を図り再発防止に取り組むとともに、今後本事案と同様の業務を実施する際には、関係法令や契約関係等を十分に確認し、適正な契約事務の執行を徹底してまいります。

【市民協働推進課】

る。

また、地方自治法第21条に規定する繰越明許費は、会計年度独立の原則の例外として前年度予算を次年度においても引き続き執行することができるもので、次年度にこれを補正することはできないが、泡消火設備修繕について次年度に増額の設計変更の必要が生じたのであれば、本来泡消火剤の処理は、当該繰越明許費と次年度予算で措置した追加経費分をもって、契約変更等により当該修繕の一部として実施すべきであった。

今後、本件と同様の事業の実施に当たっては、契約関係、関係法令等を十分に確認し、適正に契約事務を執行されたい。

【市民協働推進課】